

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------	-----	-----

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特 定 外 国 子 会 社 等 の 名 称			適格組織再編成の別：適格合併・適格分割型分割・適格分社型分割・ 適格現物出資・適格事後設立			
本 店 又 は 主 たる 事 務 所 在 地	国 名 又 は 地 域 名		適格組織再編成の日： ・ ・			
	所 在 地		被合併法人等の名称：			
被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の課税済留保金額又は個別課税済留保金額	被合併法人等の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	適格分割等を行った場合の特定外国子会社等に係る請求権勘案保有株式等の移転割合	(1)のうち当該法人の課税済留保金額又は個別課税済留保金額とみなされる金額 (1)又は(1)×(3))	(2)のうち当該法人の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額とみなされる金額 (2)又は(2)× $\frac{(4)}{(1)}$	
： ：	1	2	3	4	5	
： ：			%			
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
合 計						

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の課税済留保金額又は個別課税済留保金額 (前期の別表十七(二の二)「40」)	当該法人の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (前期の別表十七(二の二)「41」)	当該法人の課税済留保金額又は個別課税済留保金額とみなされる金額 (4)	当該法人の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額とみなされる金額 (5)	調整後の当該法人の課税済留保金額又は個別課税済留保金額 (6) + (8)	調整後の当該法人の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (7) + (9)
	6	7	8	9	10	11
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
： ：						
合 計						

別表十七（二の二）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が平成21年改正前の措置法（以下「平成21年旧措置法」といいます。）第66条の8第3項《課税済留保金額等とみなされる金額》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成21年旧措置法第68条の92第3項《個別課税済留保金額等とみなされる金額》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

- 2 「被合併法人等の課税済留保金額又は個別課税済留保金額1」は、次により記載します。

(1) 当該法人を合併法人とする適格合併を行った場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七(二の二)「40」の金額を記載します。

(2) 当該法人を分割承継法人とする適格分割型分割を行った場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七(二の二)「40」の金額を記載します。

(3) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）とする適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合には、当該適格分社型分割等に係る分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。以下同じ。）の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七(二の二)「40」の金額を記載します。

- 3 「被合併法人等の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額2」は、次により記載します。

(1) 当該法人を合併法人とする適格合併を行った場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七(二の二)「41」の金額を記載します。

(2) 当該法人を分割承継法人とする適格分割型分割を

行った場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七(二の二)「41」の金額を記載します。

(3) 当該法人を分割承継法人等とする適格分社型分割等を行った場合には、当該適格分社型分割等に係る分割法人等の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七(二の二)「41」の金額を記載します。

4 「適格分割等を行った場合の特定外国子会社等に係る請求権勘案保有株式等の移転割合3」は、平成21年改正前の措置法令（以下「平成21年旧措置法令」といいます。）第39条の19第7項各号若しくは第8項各号《課税済留保金額とみなされる金額》に規定する割合又は平成21年旧措置法令第39条の119第7項各号若しくは第8項各号《個別課税済留保金額とみなされる金額》に規定する割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

5 「(1)のうち当該法人の課税済留保金額又は個別課税済留保金額とみなされる金額（(1)又は(1)×(3)）4」は、適格合併を行った場合には、「又は(1)×(3)」を消します。

6 「(2)のうち当該法人の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額とみなされる金額（(2)又は $(2) \times \frac{(4)}{(1)}$ ）5」は、適格合併を行った場合には、「又は $(2) \times \frac{(4)}{(1)}$ 」を消します。

7 内国法人が平成21年旧措置法第66条の9の8第3項《特定外国法人に係る課税済留保金額の損金算入》において準用する平成21年旧措置法第66条の8第3項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成21年旧措置法第68条の93の8第3項《特定外国法人に係る個別課税済留保金額の損金算入》において準用する平成21年旧措置法第68条の92第3項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。